

能登町告示第45号

能登町入札及び契約手続に関する再苦情処理事務取扱要領を次のように定める。

平成30年 9月14日

能登町長 持 木 一 茂

能登町入札及び契約手続に関する再苦情処理事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札及び契約手続に関する苦情を適切に処理し、入札及び契約手続の透明性を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この告示の規定による再苦情処理の対象工事は、町が発注した建設工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札により行われたものとする。

(再苦情の申立てができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、町に対して再苦情の申立てを行うことができる。

- (1) 一般競争入札における入札参加資格の確認の結果、入札参加資格確認申請書の提出者のうち、入札参加資格がないと認められた者が、その理由を求めた場合における町の説明等に対して不服がある者
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、指名されなかった者が公表された指名理由等を踏まえ、指名されることが適切であるとの申立てをした場合における町の説明等に対して不服がある者

(再苦情の申立て方法)

第4条 前条による再苦情の申立ては、それぞれの説明等を受けた日から起算して7日以内に、町に対して再苦情申立書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

(再苦情の審議依頼)

第5条 町は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに能登町入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情に対する回答)

第6条 町は、委員会から再苦情に係る審議結果の報告があったときは、その日から7日以内を目途に当該申立人に対し、再苦情回答書（様式第2号）によりその結果を回答するものとする。この場合において、審議の結果が申立てを認めないものであるときは、

その理由を示してその旨を、審議の結果が申立てを認めるものであるときは、その旨及びこれに伴い町が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

2 前項に規定する町が講じようとする措置は、同項の報告における委員会の意見を尊重した内容としなければならない。

(再苦情の申立て却下)

第7条 町は、次の各号に掲げる再苦情の申立てがあつたときは、第4条に規定する再苦情申立書を受け付けした日から起算して7日以内に、委員会の審議に付さずに却下することができる。

(1) 申立期間の徒過した再苦情の申立て

(2) 苦情の申立てを行っていない者からの再苦情の申立て

(3) 却下通知書により通知を受けた者からの再苦情の申立て

(4) 上記に掲げるもののほか、その他客観的かつ明白に再苦情における申立ての適格を欠くと認めるとき。

2 再苦情における申立ての却下は、再苦情の申立人に対して却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町は、第1項の規定により再苦情の申立てを却下したときは、これを直近の委員会において、その概要を報告するものとする。

(入札及び契約手続の執行)

第8条 再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月 1日から施行する。